

## 都市間交流事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、イメージアップ戦略の取組として、本市と交流のある自治体等との相互交流を積極的に支援することにより交流人口の拡大を図ることを目的として、都市間交流事業を実施する団体に対して、当該事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）及び須賀川市補助金交付要綱（昭和63年須賀川市訓令第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、都市間交流事業を実施する団体のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利活動、宗教活動、政治活動等を目的とするものを除く。

- (1) 市内に事業所を有する事業者及びNPO法人
- (2) 10人以上の市民で組織されている社会教育関係団体
- (3) その他市長が特に必要と認める団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象事業は、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とし、本市と交流のある自治体等との相互交流を目的とした都市間交流事業とする。ただし、県の補助金を受けている事業又は市の他の補助金交付要綱等において補助の対象としている事業を除く。

### (補助対象経費と補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1とし、1事業当たり10万円を上限とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費
- (3) 個人及び事業者の資産を形成するために要する経費
- (4) その他本要綱の趣旨に適さない経費

2 前項の規定にかかわらず、県、市以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、その

額を差し引いた残りの額を補助対象経費とする。

3 前2項による補助金に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、事業を実施しようとする1か月前までに、都市間交流事業補助金交付申請書(第1号様式)及び収支予算書(第2号様式)に参加者名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、都市間交流事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、都市間交流事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業内容について、次に掲げる変更があった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) 団体名又は代表者の変更
- (2) 事業の一部又は全部の変更
- (3) 収支予算の一部又は全部の変更

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該事業完了後14日以内に実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 都市間交流事業実績書(第6号様式)
- (2) 収支精算書(第7号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の支出は、補助事業完了後に交付決定者の請求により行う。

2 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の実績報告書等に併せて、都市間交流事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、事業の促進上特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該補助金の概算払をすることができる。

4 前項の概算払を受けようとする交付決定者は、都市間交流事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

5 概算払の額は、第6条により通知した額の10分の8（千円未満切り捨て）を上限とする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が補助金を補助対象事業の目的以外に使用したときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。